【2007.12.15】　<TOIPCS>

■ 「厚生年金保険料着服救済法」が成立

ー事業主に厚生年金保険料を着服され、未納扱いの従業員救済ー

◇　厚生年金保険料を給与から天引きされながら、事業主に厚生年金保険料を着服され、給付を受けられない人への年金支給を可能とする議員立法の「厚生年金保険料納付特例法案」が12月12日午前の参院本会議で採決され、全会一致で可決、成立しました。

◇　ご存知のように、厚生年金保険料は毎月給与から天引きされ、事業主が当月分を翌月末日までに会社負担分と合わせて社会保険庁に納付する義務を負っています。会社の経理としては従業員の給与から天引きする際、一時的に預かり金として処理し、翌月社会保険庁に納付するのですが、事業主の中には、運転資金が枯渇し、銀行からの融資も難しい場合に一時的に借りるつもりで、従業員から預かった保険料を事業用に供してしまい、それが常態化してしまったケースが多いようです。あるいは完全な確信犯で、故意に着服し、他に流用してしまったケースもあるようです。しかし、このような場合であっても、あくまでも納付の義務は事業主にありますから、従業員は何ら責めを負うものではありません。また従業員本人は、給与から毎月天引きされているため、当然将来の給付に結びついていると信じて疑わないわけです。

◇　今回はこのように事業主に保険料を着服され、年金記録上は未納（滞納）扱いとなっている方への救済の法律が成立したわけです。この法律では、国の税金で救済する（肩代わり）わけですが、その分は事業主に損害賠償できるよう内容も修正されたようですが、既に会社は倒産、あるいは清算しているケースも多く、個人的には求償は難しいのではないかと思います。

◇　これまではこのようなケースの場合、元の会社への損害賠償請求によって、救済されるしか道がなかったのですが、前述しましたように、会社が倒産等でなくなってしまっている場合、損害賠償を請求する相手方不在により、訴訟そのものが成立しないため、泣き寝入りするしかなかったのですが、今回の法律により、この事態は救われることになりました。

◇　今月から年金特別便の送付が始ります。これは宙に浮いた5000万件の記録と名寄せ作業により、記録が結び付く可能性のある方にそのお知らせをするものです。是非ご自身が年金問題に関心を持ち、この目でご自身の記録を確認されるようお勧めいたします。